

京都市町村教育委員会

連合会会長賞

「命を選択する」

与謝野町立江陽中学校 3年

小谷 和



出生前診断の誤診によって誕生し、たった三ヶ月で、その短い人生を閉じた赤ちゃん。生まれたこと自体が誤りであり、その生自体を日本で初めて争われた裁判があります。

「出生前診断」とは生まれてくる前の赤ちゃんが先天的な病気や障害を持っていないか調べる検査のことで、申し込めば誰でも受けられる検査です。しかしこの出生前診断について調べてみたところ、異常があると分かった親の多くが、中絶という方法を選択しているのが現状だそうです。このように診断の内容から生まれてくる前に命を選択する。そんな出生前診断に疑問を持ってしまいます。

この裁判を起こした母親も出生前診断を受けました。少しでも不安を取り除きたい。そんな思いがあったはずですが、ところが医師は、実際にはダウン症との診断が出ていたのにも関わらず、調査報告書の内容を見落とし「異常なし」と伝えて

しまっていたのです。そして生まれてきた男児はダウン症に起因する症状のため三ヶ月後に亡くなりました。この結果を受け、両親は「出産するか中絶するか自己決定する機会を奪われた。こうなると分かっていたら中絶していた。」として医師を提訴し、多額の損害賠償を求めたのです。既にこの世に生まれた命を出産するか中絶するか自己決定する機会を奪われたとはどういうことなのでしょう。三ヶ月で亡くなったこの子がどう感じるだろうと考えたとき、私はこの母親に対しても、怒りが込み上げてきました。

しかし、この数日後、訴状が訂正されました。「こうなると分かっていたら中絶していた」という内容から、「中絶していた可能性が高い」と書き直されたのです。「中絶していた」とはつきり書いた方が裁判では有利になります。それでも書き直したのです。驚きました。もしかするとこの母親は、この子を産みたくなかった訳でも、多額の損害賠償が欲しい訳でもないのかもしれないと思います、さらにこの裁判や母親について新聞や本を読み進めました。

「あの子を産めたことは嬉しかった。だから中絶していたとは言えないのです。」なぜ訴状を訂正したのかという質問にこう答えたそうです。全く望まれず生まれてきた命ではなかったのだと少しほっとしました。ではなぜ裁判を起こすのか。周囲はそう問いました。「裁判に訴えることは子どもの命を否定することになるのですか。誤診をされ、苦しんで死んだあの子に謝ってほしかっただけなのに。私たちは被害者なのではないのですか。」こう答えたそうです。病気の診断での誤診であれば、誰もがその誤診を責めるでしょう。しかし、この命はその誤診があったからこそ生まれてきた命だったかもしれないのです。そして私が大きなショックを受けたのは「中絶していれば戸籍には残らない。でも障害を持って生まれてきた子は戸籍に残る。それがあの子の兄

弟に何らかの妨げにならないか心配になるのです。」という言葉です。ある資料を読んだのですが、親族に障害のあることから結婚や出産時に差別の目を向けられることがあるようなのです。このような心配をしなくてはならない環境があるということが深く心に突き刺さりました。だから、出生前診断を受ける人は沢山ののだと思います。

生まれてこない方がいい命なんてない、障害を持っていないからと中絶するのはおかしい、そう思っているから、誰だって、生まれてくる子の五体満足をお願いします。だから、心の準備でもある出生前診断は大切な権利なのかもしれません。しかし、その一方で辛い思いをしている人がいることは誰もが知るべき事実なはずです。また、その母親の選択が「産む」だったとしても「産まない」だったとしても悩んだ末の結果であることが重要だと考えます。そして出生前診断も私たちから見れば命を選択する、そんなひどい診断に見えてしまえますが、産むことに対して不安になるような環境だからこそ、真剣に考えて受けた診断なのではないでしょうか。その診断での誤診は、そんなお母さんの大きな決断を裏切るものだったかもしれないと考えようになりました。

だから、この裁判を起こした母親を、出生前診断を、命を選択することを、周りが正しい、正しくない、と判断できるものではないと考えます。それよりも大切なのは、自分の意志で最後の選択が出来る、ということなのではないでしょうか。どの選択をしたとしても後悔はのこるかもしれない。だからどんな選択をしたとしても、その家族が将来をイメージすることのできる環境が必要なのだと思います。自分で選択すること、そしてそれができる環境の大切さを伝えていきたいです。